

## 1 森林施業の実施に関する長期の方針

## (1) 森林施業の実施に関する基本方針

## ア 資源の循環利用林

## ①伐採、造林等の方法及び伐期齢

スギ人工林においては、個々の森林の生長具合を考慮し、基本的には森林整備計画に定められた標準伐期齢以上で皆伐するものとする。造林方法は、原則として伐採後2年以内に人工造林するものとする。また、間伐は適期に実施するものとする。

## ②育成する樹種、作業路網その他施設の整備

育成する樹種はスギとする。作業路網その他の整備については、必要に応じて整備をするものとする。

## ③その他森林の整備に必要な事項

その他、健全な森林造成、良質な木材生産を図るため、下刈、除伐、枝打ち、つる切等を適切に実施するものとする。

## イ 水土保全林

## ①伐採、造林等の方法及び伐期齢

スギ人工林においては、個々の森林の生長具合を考慮し、基本的には森林整備計画に定められた標準伐期齢以上で皆伐するものとし、伐区の分散、皆伐面積の制限等を遵守するものとする。長伐期施業に指定された森林にあつては、標準伐期齢の概ね2倍以上で皆伐することとし、伐採方法は前記を準用するものとする。造林方法は、個々の森林状況を勘案の上、人工造林又は天然更新とする。又、間伐は適期に実施するものとする。

## ②育成する樹種、作業路網その他施設の整備

育成する樹種は人工造林の場合はスギとし、天然更新の場合は広葉樹とする。作業路網その他の整備については、必要に応じて整備をするものとする。

## ③その他森林の整備に必要な事項

その他、スギ人工林においては根系の発達、下層植生の維持、健全な森林造成を図るため、下刈、除伐、枝打ち、つる切等を適切に実施するものとする。広葉樹については、健全な森林造成のため、天然性林施業を適期に実施するものとする。

## ウ 森林と人との共生林

## ①伐採、造林等の方法及び伐期齢

自然環境の保全や景観に配慮するため伐採方法は択伐とし、野生動植物の生息地の減少、分断を防いだり、森林を連続させた回廊状の森林の確保を図ることとする。造林方法は、必要に応じ植生の復元等を実施する以外は、基本的に自然の回復力によって行うものとする。

## ②育成する樹種、作業路網その他施設の整備

育成する樹種は天然更新の広葉樹とする。作業路網その他の整備については、快適な森林空間創出のため必要に応じて整備をするものとする。

## ③その他森林の整備に必要な事項

その他、森林保健施設等の機能を果たすために必要な事項を適切に実施するものとする。

## (2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期 間	伐 採 立 木 量 (m <sup>3</sup> )			造 林 面 積 (ha)		
		主 伐	間 伐	計	人工造林	天然更新	計
資 源 の 循 環 利 用 林	I 分期		103	103			
	II 分期	8,685	555	9,240	20.05	2.79	22.84
	III 分期	8,715	985	9,700	19.35	2.48	21.83
	IV 分期	8,105	470	8,575	17.25	2.17	19.42
	V 分期	6,169	342	6,511	12.68	1.76	14.44
	VI 分期	5,642	896	6,538	11.32	1.27	12.59
	VII 分期	4,338	1,663	6,001	8.37	1.47	9.84
	VIII 分期	2,847	2,241	5,088	5.29	1.68	6.97
	小 計	44,501	7,255	51,756	94.31	13.62	107.93

水 土 保 全 林	I 分期		2,607	2,607			
	II 分期	22,623	41,464	64,087	14.73	89.63	104.36
	III 分期	16,734	38,208	54,942	13.96	53.52	67.48
	IV 分期	16,397	30,498	46,895	14.62	46.59	61.21
	V 分期	22,803	24,639	47,442	24.76	46.71	71.47
	VI 分期	33,643	10,372	44,015	41.38	48.38	89.76
	VII 分期	48,216	9,102	57,318	59.81	72.74	132.55
	VIII 分期	64,442	8,936	73,378	80.53	90.59	171.12
	小 計	224,858	165,826	390,684	249.79	448.16	697.95
森 林 と 人 と の 共 生 林	I 分期						
	II 分期		676	676			
	III 分期		694	694			
	IV 分期		714	714			
	V 分期		729	729			
	VI 分期		744	744			
	VII 分期		759	759			
	VIII 分期		769	769			
	小 計		5,085	5,085			

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

(4) その他参考とすべき事項

本森林施業計画実行に係る経費については、国県補助金、地方債、上小阿仁村一般財源、その他特定財源をもって実施するものとする。

閱	村長	副村長	総務課長	主管課長	主管課
覽					

# 森林施業計画（変更）認定請求書

上 発 第 576 号  
平成 24 年 4 月 12 日

上小阿仁村長 中 田 吉 穂 様

認定請求者 住 所 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地  
氏 名 上小阿仁村長 中 田 吉 穂  
(所管課 上小阿仁村役場産業課)



別紙の森林施業計画に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

記

添付書類 森林施業の実施に関する長期の方針



上 収 第 1807 号  
平 成 24 年 4 月 13 日

北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地  
上小阿仁村  
上小阿仁村長 中 田 吉 穂 様  
(所管課 上小阿仁村役場産業課)

上小阿仁村長 中 田 吉 穂



## 森林施業計画（変更）認定通知書

平成24年4月12日 付けで認定請求のあった森林施業計画について、認定番号 上森計19-13変4-24  
により認定したので通知します。

### 記

1. 森林所有者の氏名 上小阿仁村  
上小阿仁村長 中 田 吉 穂
2. 森林所有者の住所 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地
3. 森林施業計画の計画期間 (平成20年2月21日 ~ 平成25年2月20日)

# 森林施業計画（変更）認定書

整理番号 32

認定番号 上森計19-13変4-24

平成 24 年 4 月 13 日

(申請者)  
北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地  
上小阿仁村  
上小阿仁村長 中 田 吉 穂 様  
(所管課 上小阿仁村役場産業課)

上小阿仁村長 中 田 吉 穂



森林法第11条第1項（同法第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成24年4月12日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。